



平成 30 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ワンダーコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長兼CEO 高 田 修  
( J A S D A Q ・ コード番号 : 3 3 4 4 )  
問 合 せ 先 経営戦略本部長兼CSO 宮 谷 穰 士  
( T E L : 0 2 9 - 8 5 3 - 1 3 1 3 )

## 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 6 日開催の取締役会において、決算期（事業年度の末日）の変更を決議し、平成 30 年 5 月 24 日開催予定の第 30 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期の変更

変更前：毎年 2 月末日

変更後：毎年 3 月 31 日

#### 2. 変更の理由

当社の事業年度は毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとしておりますが、当社親会社である RIZAP グループ株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算並びに業績開示等をより適切に行なうことを目的とし、これを毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までといたします。

なお、決算期の変更に伴い、移行期間となる第 31 期事業年度は、平成 30 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 13 ヶ月といたします。

#### 3. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

- ① 決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款第 12 条（基準日）及び第 35 条（事業年度）並びに第 37 条（剰余金の配当）につき、所要の変更を行い、経過措置として附則を新設するものであります。
- ② その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定） 平成 30 年 5 月 24 日（木）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 30 年 5 月 24 日（木）

#### 4. 今後の見通し

第 31 期の業績見通しにつきましては、本日開示しております平成 30 年 2 月期決算短信のとおり、事業年度を長く設定することによる影響等を現在精査中であります。見通しが明らかになり次第、速やかに開示いたします。

以上

【別紙】

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款  | 変更定款案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第12条 (定時株主総会の基準日)<br/>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>第35条 (事業年度)<br/>当社の事業年度は、毎年<u>3月1日から翌年2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>第36条 (剰余金の配当等の決定機関)<br/>(条文省略)</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日)<br/>当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。<br/>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。<br/>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第12条 (定時株主総会の基準日)<br/>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>第35条 (事業年度)<br/>当社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第36条 (剰余金の配当等の決定機関)<br/>(現行どおり)</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日)<br/>当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。<br/>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。<br/>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>1 第35条(事業年度)の規定にかかわらず、平成30年3月1日から始まる第31期事業年度は、平成31年3月31日までの13ヶ月とする。</u></p> <p><u>2 第37条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第31期事業年度の中間配当の基準日は平成30年8月31日とする。</u></p> <p><u>3 前2条および本条は、第31期事業年度経過後、これを削除する。</u></p> |